

服部良久著

『アルプスの農民紛争』

——中・近世の地域公共性と国家——

佐藤 公 美

著者・服部良久氏の過去十年以上に渡るティロル農村社会紛争史研究の総決算である本書は、世紀を跨いだ現在の歴史学界において、ある特異な位置を占めている。P・ブリックレの「共同体主義」の枠組みや、O・ブルンナーの社会史研究を一つの参照点とする本書に、氏の前著及び初期諸論文との継続的問題意識を見出すことは困難ではない。その意味で本書の背後には過去三〇年以上の日本西洋中世史学の一極がある。一方で、そのような研究が紛争社会史として結実した直接的契機は、日本中世史研究において藤木久志氏らが一九八〇年代から精力的に展開してきた「自力の村」論であった。日本中世農民は無力な丸腰の被支配民ではなく、生きるために武装し戦場を駆け、時には村同士が合力して激しく戦った。そのような藤木氏らの研究自体が、H・フェールの武装権研究を始め、ヨーロッパ中世史研究からの影響も受けて展開したことを想起するならば、本書が二〇世紀後半の日本の歴史学界における、ある独特の交流の中からしか生まれ得なかった

たことが理解されるのである。だがどのような歴史研究も、それを一つの成果として結実させるものは史料以外ではあり得ない。現地の未刊行史料の精査に多くを負う本書の豊かさは、日本西洋史学界一般における、史料に関する知識とセンシビリティの高まりなしには、決して実現しなかったはずである。

本書は、これら全ての条件を具体的な研究において結びつけた、一つの時代の証言である。従って本書と向き合うことは、変貌する日本西洋史学の未来を様々な形で模索する現在の個々の西洋史学者、及び西洋史学との相互交流を一つの糧とする各分野の歴史学研究にとって意義ある課題である。その「一つの時代」に、学生として西洋史学研究の道に足を踏み入れた評者にとっては、本書そのものが現在の自己に直結する一つの歴史であり、故に評者の本書への問いは自己への問いでもある。従ってこの書評には、屋上屋を架す言辞も遠慮なく書き込むことにした。それは本書の持つ潜在的な未来創造性の証明でこそあれ、その価値を些かも減じるものではないことは、説明を要しないものと思う。

まずは本書の構成を確認し、内容を紹介したい。全体は二部構成、全八章から成る。各部及び各章の題は以下の通りである。

序

第一部 農村社会の紛争解決

——ゲマインデ間紛争と地域秩序——

第一章 農村社会の紛争と秩序——研究の現状と課題——

第二章 ティロルの領邦と農村社会

——紛争・紛争解決の空間・制度・史料——

第三章 ゲマインデ間の紛争とその解決

——地域秩序の自律性——

第Ⅱ部 中・近世移行期の国家と地域社会

——領邦令と農村の慣習——

第四章

社会的規律化とポリツァイ

——近世国家の社会統制をめぐって——

第五章

中世後期のティロルにおける領邦令と社会

第六章

マクシミリアン一世時代の領邦令と社会

第七章

農民の異議申し立てと新領邦令

——国家と社会の交渉——

第八章

一六世紀後半の裁判と農村社会

——裁判帳簿にみる紛争解決——

総括と展望

第一部は農民の日常生活に根ざしたゲマインデ間紛争と「地域秩序」に接近し、続く第二部では、秩序をめぐる国家と社会の交渉が考察される。両者の間では史料類型も異なり、前者は主として慣習法文書とゲマインデ文書群及び裁判帳簿という在地社会の史料に基づく一方、後者は領邦君主の法令と、地域から領邦君主と領邦議会に提出された要望書という縦方向の伝達記録を扱う。「自力の村」論から刺激を受けた本書の出発点は、武装と暴力をめぐる問題である。中近世ドイツでも農民は様々な武器を所有していた。武器は名誉の象徴でもあり、損なわれた名誉の回復を不可欠とする「争いの文化」のために、農民のフェーデ的行為も慣習法上寛容に扱われていた。従って騎士的フェーデ権の有無を

もって農民の世界からフェーデを捨象することには意味がないと著者は考え、フェーデ研究と紛争研究を闘争的コミュニケーションの一つとして融合することを目指す。

そこで著者は具体的検討対象であるティロルに向かう。ティロルの「ラント裁判区」は、渓谷共同体である一方、国家の徴税・軍役・裁判・領邦議会への代表派遣の単位でもあり、全ての家持住民が参加する定期的な裁判集会で地域の合意形成が行われた。ラント裁判区は入会共同体でもあるため、中世後期に経営の集約化とともに個別ゲマインデが自立性を高めてゆくと、この枠組みを舞台に共同放牧地をめぐるゲマインデ間の紛争が展開する。

このようなゲマインデ間紛争とその解決の特徴が明らかにされるのが第三章である。上イン渓谷とヴィッパ渓谷を対象に、個々のラント裁判区の構造と特徴、形成史を踏まえた本章の記述は詳細を極めるため、ここで個別的に記述することは避けコメントで必要に応じて言及したい。いずれにせよ、多数の未刊行史料によって農民の生活に密着する地域社会を検討したこの章は、著者自身が述べるように本書の核である。紛争当事者とその解決に関与するゲマインデの広がりに着目し、著者は紛争解決に協力する「ゲマインデ・ネットワーク」を浮かび上がらせる。このようなネットワークは、渓谷全体や時にはラント裁判区を越えて広がっており、状況に応じて流動的に変化したという。

こうした史料の検討をもとに、著者はティロルと西アルプス、ピレネー、日本の紛争と紛争解決の事例を比較し、「紛争・紛争解決の情報とメディア」「争いの作法」「裁判・仲裁・和解」及び「地域社会の紛争解決とコミュニケーション」という四つの論点

を導き出す。当事者ゲマインデが紛争の再発と訴訟に備えて文書を保管するという「文書当事者主義」や、文書と証言の相互参照性に、著者はティロルのゲマインデ文書群と日本の惣村文書との共通の特徴を指摘する。又ヨーロッパでも日本でも、暴力の無制限な拡大を抑えるための象徴や儀礼が確認される。一方でティロルには、紛争が武装暴力を伴う実力行使の様相を呈さないという特徴があり、著者はラント裁判区が「放牧活動から訴訟、領邦への義務や負担に至るまで農民の日常を規定していた」ことをその要因として重視する。紛争解決の方法に関しては、仲裁による合意と和解は共通だが、ティロルと日本の差異も大きい。日本中世の紛争は、訴訟と激しい自力慣行が一体となっている。著者は「菅浦・大浦の相論においては地域社会の参加と合意に基づく公的裁判が存在しなかった」ことを、ティロルの歴史的条件との相違として指摘する。最後に「テリトリ」の問題が取り上げられる。日本中世の惣村共同体は明確な村の領域を持ち、その境界をめぐって激しく争ったとされる。一方ティロルでは、溪谷共同体内で共同利用する放牧地を分割して個別ゲマインデの領域を形成することが困難であった。著者はこのようなオープンな空間構造が溪谷共同体コミュニケーションの基礎であるとし、そこからラント裁判区住民の間では、放牧地利用の利害調整が「地域全体に関わる広域的、公共的な問題」として認識されていたことを想定する。そして日本中世の合力や広域的な一揆結合との比較の可能性を提起するのである。

こうした在地的視点からの比較考察の後、第二部では一五・一六世紀の領邦の法令とそれへの反応が検討される。領邦ティロル

の法・国制史における画期はマクシミリアン一世時代であり、急激な改革、狩猟令や森林令、ポリツアイ令が頻繁に発令されたが、地域は強く反発し、陳情や請願が君主と政府に向けられた。こうした激しい地域の反応と、ラント裁判共同体の自治・自律性の間にはどのような関係があるのかが第二部の中心の問題である。著者によれば、住民にとってラント裁判区は社会秩序の調整を担うべき存在であり、マクシミリアンの死後噴出した不満は、それが「次第に地域社会から遊離した国家の装置となることへの住民の不安・不満」であった。一部の貴族や法律家が制定した法令は、諸身分や地域社会の秩序認識との間に齟齬を来していたのである。著者は「メラン・インスブルック箇条」も一五世紀以来の領邦住民の苦情や要求の延長上にあり、従ってこれらを生かして作成された一六世紀の領邦令は、国家と社会の相互交渉のプロセスから生み出されたものであると考える。こうした交渉過程におけるティロルの特徴は、ラント裁判区が農民の合意と意思形成の場となり、都市・農民を加えた領邦議会が協議の場として機能したこと、そして国家と社会のスムーズな相互交渉が包括的領邦令へと結実したことであった。このような農村社会の自律的秩序の国家にとつての意義は、一六世紀に至っても大きく変化することはなかった。

これらの検討を受けて、著者は「総括と展望」において再び西欧の比較に立ち戻る。両者に共通の展望は、評者の読みが正しければ、地域平和のための自律的紛争克服過程にある。日本に関しては、村落間の紛争の「合力」から「一揆」への展開に際して、地域平和の維持のために「自力」の抑制が図られたことが指摘さ

れ、一方ヨーロッパでは、君主権力に頼らないスイス盟約者団と、既存の領邦国制を持ったティロルの差異を考慮しつつも、共通の枠組みは、紛争をその都度克服する仲裁などの共同行為の繰り返しの重要性にあった。そのような自律的秩序は近世国家のもっとどの程度維持されたのか。ティロルには日本の中世後期から近世への移行期のような「政治構造のドラスティックな変化」はなかったが、国家との激しい交渉によって改革領邦令を成立させた領邦民の共同行為自体が画期的であり、国家と社会の相互性において両者は共通性を持っていると著者は考える。日本近世の国家は中世以来の慣習を一部容認しつつ秩序の維持をはかっていたが、ティロルでも国家は治安維持のために地域住民の協力に依存し、地域の慣習に一定の配慮を続けたのである。

著者は最後に、ティロルと日本のゲマインデ間紛争の差異は、国制構造の差によるところが大きいと述べているが、ティロル国制の特徴の認識は本書全体に関わるものである。ティロルは小村や散居定住を基本とし、貴族の独自基盤を早期に排除して君主の下にまとまった政治的領域を形成した。故に伯の直轄領ではラント裁判区に組織化された農村社会と君主が直接的関係を結び、そこでの活動を通じて農民達は高い政治的行為能力を身につけた。このようなティロルでは入会地利用をめぐるゲマインデ間紛争もラント裁判制度を利用して解決が図られることが多く、著者に言えばフェーデの実力行使に至ることはほとんどなかった。

だが評者は、それ自体は説得的である本書の領邦ティロルの構造理解について、一定の留保が必要であると考えている。本書の

記述するティロル社会の構造は、主として第三章の史料分析の対象であり、初期領邦の中心でもある北ティロルのものであるが、周知のようにイタリア領アルト・アディジェ（南ティロル）も領邦ティロルの重要な一部であった。事実本書は決して対象を北ティロルに限定しておらず、むしろ第二部では多数の南ティロルの史料と事例が検討され、論旨を支えている。つまりここには、本書全体を貫く主張にとって重要な部分が、実際には南ティロルの事例によって構築されている、という一種のねじれ構造が見出されるのである。

イタリア側のブリクセン司教領及びトリエント司教領は、軍事・徴税上の協定関係によってティロル伯への従属を深めつつもなお帝国諸侯の地位を維持していた。本書はそのことに大きな意義付けを与えていないが、著者がティロルの特徴は都市・農民を加えた領邦議会でのスムーズな交渉にあると認識している以上、現実には国家との交渉において最も活発な活動を示した南ティロルでは、農民や都市は司教によって代表され、時局に応じた特別な臨席を除けば、恒常的な領邦議会臨席を欠いていたということの意味は看過されえないはずである。

両司教は自立した権力として常に伯との緊張関係にあり、その傍らで南北ティロルの境界や、ヴェネツィア領との境界地域には多数の貴族や自立的溪谷共同体が基盤を維持していた。またトレント（トリエント）やボルトツァーノ（ボーツェン）は、小規模とはいえ都市である。トレントでは聖堂参事会や都市政府が独自に司教と伯の双方と関係を結び、農村や溪谷共同体と都市政府・司教の間には様々な対立関係と交渉があった。このような地域社会

内部から見れば、司教領内部の司教―参事会―都市―領主―農村の複雑な対抗関係への第三局としてのティロル伯と領邦議会の姿が見えてくる。そう考えれば、領邦ティロルは村落や溪谷共同体間のコミュニケーションを超え、アルプス両麓の政治社会構造全体の極めて立体的でダイナミックなコミュニケーションの成立する領域として鮮やかに立ち上がってくるのである。「支配権力と地域共同体のダイナミックな相互関係」を明らかにする鍵は、アルプスの足元にあったのだとは言えまいか。

本書のもう一つの重要な論点は、著者が「地域公共性」と呼ぶ、農村社会の日常と密接に関わる共同行為と地域形成の問題である。紛争解決と資源利用をめぐる利害関係調整の繰り返しを通じて、一種の地域公共意識が育まれ、農民の領邦裁判身分としての活動の基礎ともなっていたと考える服部氏の主張は、あくまでも「下から」、人々の暮らしとの関わりの中で国家的秩序の展開を考えようとする極めて魅力的な議論である。領邦レベルでは領邦議会が重要な役割を果たしたことは著者自身の指摘するところであるから、評者が改めて詳述する必要はない。ここではむしろ「下から」の視点を一層具体化しつつ、支配権力と地域共同体の相互関係を検討する際の問題点として、農村社会の内部構造という不可避の問題を指摘しておきたい。

本書は紛争とその解決の機能的意義を検討の中心としており、農村社会内部の実態とその歴史的動態は中心の対象ではない。このような手法と利用された史料の制約により、本書の記述からはティロル農村社会が一つの均質な全体として浮上してくるように思われる（但し家持農民と小屋住農の矛盾については共同体内の

階層間矛盾として焦点が当てられている。だがそのような限界を意識すれば、長い中近世を通じたティロルのゲマインデ間諸紛争には、一定の留保を付し歴史的に限定する必要があると見てくる。

本書の共同体間紛争史料の内、裁判帳簿は大概が一六世紀以降のものである。他方少なからぬ一四・一五世紀の文書を含んでいるゲマインデ文書群では、諸事例の間にラント裁判区の構造と形成史に関わる様々な特徴と差異が確認され、史料上の関係者にも地域社会内での地位の差と紛争解決における特別な役割が伺われる。これら地域の有力者達は、どのような来歴と実態を持っていたのか。本書はこの問題について多くを語らないが、第一に集団的武力行使も可能性として含む紛争は、人間の動員を伴うものであり、故に領主や小貴族やその他の地域エリートの存在形態と人的結合関係、及び彼らの共同体との関係の変遷から切り離せる問題ではない。第二に、一種の公共意識とアイデンティティを持った「地域」の統合を考察するならば、そのような地域的公共性の担い手が何者であったのか、という問題は捨棄できない。

イタリア側アルプス地域では、地域差はあれ、一四世紀から一六世紀にかけて地域の指導層が大きく入れ替わり、領域国家権力との関係の中で溪谷内の個別共同体や溪谷共同体の役職の意義と担い手が変化し、新エリート層が形成されてゆく。溪谷社会の紛争解決で仲裁者や証人として活躍するのは、このような新エリート層なのである。武力紛争と、領主的出自を持つ党派の指導者の関係を考えれば、ティロルで大規模な武力行使が確認されない、という事実は、こうした農村社会の構造の変動がそもそも確認されないのか、又はそれが完結した状態なのかという問いを投げか

ける。いずれにせよこの点を問題にすることなしに、近世ティロルにおける農村社会理解を中世末に敷衍することは難しい。そもそも著者がティロルとオーストリア等他地域との構造的差異として指摘している、独立的貴族支配の不在という事実は、群小の下層貴族やミニステリアーレンの在地における村との関係如何、という問題と表裏一体なのではないだろうか。

このことは、著者が日欧の比較において日本とティロルの差として認識しているものが、地域的要因と時代的要因、及び両者の接合のどこに関わる問題なのかという問いを直ちに導くだろう。

尤もこの点は、分野を超えたコミュニケーションを可能にするための歴史学界全体に関わる課題と言うべきであろうか。ここで一つ指摘できることは、ほぼ同時期のティロルと日本というそれぞれのまとまりを第一の参照枠とし、その内部で一旦共通性を抽出した上でそれらを比較するという手法がどの程度妥当かということである。換言すれば「中近世」「ティロル」と「日本」という比較単位は、ここでの対象と課題にとって適切であろうか。本書が取り上げる日本中世の中心的事例は一五世紀の菅浦大浦紛争であるが、与力合力関係にある個々の共同体の自治組織の内実、社会構成、定住形態、領主や信仰圈との関係、それらの歴史の中の展開状況等の観点から、日本の村落間紛争もある程度の類型化が成されうるはずである。様々な荘家の一揆や、桂川用水共同体のような用水連合、更に山科七郷のような広域連合のあり方をも考慮すれば、ティロルのゲマインデ間紛争や溪谷共同体のあり方についても同様の諸要素を考慮して、その差異を捨象せずに日欧の比較を行うこともまた可能であったと思われる。例えばヴィッブ

溪谷のラント裁判区がしばしば抵当として貴族に委ねられていたこと、聖俗領主の存在と裁判への関与、大ゲマインデと二次的に成立した小ゲマインデの間の紛争の意味、インスブルックとの近接性、イン溪谷地域がエンガディンとの境界地域であったことなどをどのように位置づけ、比較のために生かすのか。本書で分析された事例の多くは、著者が総括的に述べる以上に複合的・立体的であり、地域間・事例間の構造的・歴史的差異を十分に踏まえた上での比較を可能にする要素を、既にそれ自身が豊かに提供しているように評者の目には映る。著者が日本・ティロルそれぞれの特徴として抽出したものが妥当かどうかは、その上で判断されることであろう。

しかしこれらの問題を考慮して実際に一人の研究者が実証研究を行おうと思えばどのような物理的問題に出会わざるを得ないのかを、評者は熟知している積りである。にも関わらず本書を世に送った著者の筆致からは、日本史研究との新鮮な邂逅を出発点にヨーロッパ現地の未刊行史料に埋没し、そこから改めて各分野とのコミュニケーションの場に戻る歴史研究の喜びが溢れていることを、我々二一世紀の読者は幸運と思うべきである。何よりも評者自身、本書とその前提となった著者の諸労作によらなければ、同じアルプスの北麓をこれほど生きた姿で理解することも、日本中世史研究の深く豊かな成果に触れる契機を与えられることも、恐らくなかった。本書評は、そのような本書への最大のオマージュは誠実な批判であるという認識、及び本書が多くの現在及び未来の研究者によって読まれ共有財産となることへの願いから生まれたものであることを、ここに付記しておきたい。

なお、本稿での地名表記は、基本的に初出時にイタリア語名の後に括弧を付してドイツ語名を併記した。但し「ブリクセン司教領」「トリエント司教領」に関しては、書評としての便宜を考慮し、服部氏の著書で採用されているドイツ語名表記に従った。

(A5判 vi+三九九頁 図版二頁)

二〇〇九年三月 京都大学学術出版会 五五六五円)

(ミラノ大学大学院人文学研究科中世史学博士課程

Università degli Studi di Milano)